

【具体的な件数等】

1 相談・通報対応件数

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計	(参考) 使用者による 障がい者虐待
相談・通報・届出受理件数 [窓口別件数]	22 (28) [市町村 22、県 0]	16 (17) [市町村 14、県 2]	38 (45)	4 (7) [市町村 3、県 1]
虐待を受けた又は受けたと 思われたと判断した事例	4 (6)	2 (3)	6 (9)	

※ () 内は、前回調査結果（令和3年4月1日～令和4年3月31日まで）の件数

2 虐待の種別（重複あり）

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計
身体的虐待	0 (4)	1 (3)	1 (7)
性的虐待	1 (0)	1 (0)	2 (0)
心理的虐待	3 (6)	0 (2)	3 (8)
放棄・放置	1 (0)	0 (0)	1 (0)
経済的虐待	3 (1)	0 (0)	3 (1)
合計	8 (11)	2 (5)	10 (16)

※ () 内は、前回調査結果（令和3年4月1日～令和4年3月31日まで）の件数

※ 1件の事例に対し複数の虐待種別の場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

3 相談・通報・届出者の種別（重複あり）

	本人	家族・親 族	近隣住 民・知人	医療機関 関係者	相談支援 専門員
養護者による 障がい者虐待	4	1	1	1	8

施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	その他	合計
3	2	1	1	22

	本人	家族・親族	医療機関関係者	相談支援専門員	
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	2	4	1	2	
	当該施設・事業所		当該施設・事業所元職員	不明（匿名を含む）	合計
	設置者・管理者	職員			
	2	2	2	1	16

4 被虐待者の状況

4-1 被虐待者の性別

	男	女	合計
養護者による障がい者虐待	1	3	4
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0	4	4
合計	1	7	8

※ 1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数」と一致しない。

4-2 被虐待者の年齢

	～19 歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	不明	合計
養護者による 障がい者虐待	1	0	1	1	1	0	0	0	4
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	0	0	0	1	1	0	0	2	4
合計	1	0	1	2	2	0	0	2	8

※ 1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数」と一致しない。

4-3 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
養護者による 障がい者虐待	0	0	0	0	1	0	3	0	4
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	0	0	0	0	1	1	0	2	4
合計	0	0	0	0	2	1	3	2	8

※ 1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数」と一致しない。

4-4 被虐待者の障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害 除く)	発達障害	難病等	不明
養護者による 障がい者虐待	1	2	1	0	0	0
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	0	2	0	0	0	2
合計	2	4	1	0	0	2

※ 1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数」と一致しない。

養護者による 障がい者虐待	0	1	1	1	0	1	0	0	4
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2	1	1	0	0	1	0	0	5

※虐待者が不明の場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例件数」と一致しない。

6 今後の県の取組

障がい者虐待防止・権利擁護の指導的役割を担う者を養成し、障害福祉サービス事業所等の従業者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を目的として、厚生労働省が実施する障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修への受講者派遣や権利擁護センター職員・障害福祉サービス事業所等の従業者等に対する研修を実施することで、虐待の未然防止及び虐待認定のための対応機能の向上を図る。

市町村虐待防止センターや権利擁護センターを支援するための支援チームを各圏域に引き続き設置し、専門的立場での助言を行うことで、市町村等から相談しやすい体制を整える。また、障害者福祉施設等の指導監査において、施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察し、幹部職員のみならず現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう努める。

障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、必要な支援を検討するため、県地域自立支援協議会の権利擁護部会において、課題解決等に向けた横断的な議論を引き続き行っていく。また、鳥取県性暴力被害者支援協議会等の関係機関と連携を図りながら、必要な対応や啓発に取り組んでいく。

県内において障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案

障害者福祉施設従事者等による虐待に関して、県又は鳥取市（以下「指定権者」という。）が採った措置、施設種別、虐待を行った従事者等の職種について、障害者虐待防止法第 20 条の規定に基づき、以下のとおり公表します。

【事案 1】

事業種別	障害者支援施設
虐待者の職種	生活支援員
虐待の種別	身体的虐待
対応状況	指定権者が聞き取り調査を行ったところ、生活支援員による身体的虐待が認められた。このことから、指定権者は事業者に対し改善計画等の提出を求め、改善勧告を行った。

【事案 2】

事業種別	共同生活援助
虐待者の職種	—（施設管理上の問題）
虐待の種別	性的虐待
対応状況	指定権者が聞き取り調査を行ったところ、性的虐待が認められた。このことから、指定権者は事業者に対し改善計画等の提出を求め、改善状況を確認した。

【参考】

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）（抄）
（公表）

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号）（抄）

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従業者等の職種